

会計処理規程に関する細則

平成 25 年 6 月 18 日制定
平成 25 年 7 月 23 日一部改正
平成 28 年 1 月 20 日改正

公益社団法人日本工学会の会計処理に関し、「区分経理の内訳」および「特定資産」について定める。

(区分経理の内訳)

会計処理規程（平成 25 年 6 月 18 日改正）第 4 条第 3 項「公益事業 1」「公益事業 2」の事業の内容に応じてさらに区分するもの、は以下とする。

1. 公益目的事業 1（定款第 4 条 1 号、2 号、3 号、4 号）
 - (1) 学協会連携（会長懇談会、事務研究委員会、講演会、分野共同シンポジウム、等）
 - (2) 国内・国際会議、国内・国際シンポジウム、等

2. 公益目的事業 2（定款第 4 条 4 号）
 - (1) 技術者教育・CPD 促進事業（CPD 協議会）
 - (2) 科学技術人材育成事業（科学技術人材育成コンソーシアム）
 - (3) 技術倫理促進事業（技術倫理協議会）

(特定資産（＝特定費用準備資金）)

会計処理規程（平成 25 年 6 月 18 日改正）第 16 条第(2)号に定める特定資産は以下とする。

- (1) 学協会連携及び調査・国際会議事業積立資産（別途、本特定資産に関する規程を定める。）
用途は、会計区分 1. 公益目的事業 1 のために限定し、これ以外の目的への取り崩しには、理事会の承認を要する。
特定資産の果実は、会計区分 1. 公益目的事業 1 に繰入れる。
- (2) 継続能力開発、技術者教育、技術倫理に関する事業積立資産
用途は、会計区分 2.(1),(2),(3)（CPD,人材育成、技術倫理に関する事業）に限定し、これ以外の目的のための取り崩しには、理事会の承認を要する。

(附 則)

本細則の改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行、適用する。